

2026年3月24日

## 質疑書（回答）

2025年3月2日付けにて公告した「庄川橋りょうペイント塗替他工事（2026）」に関する条件付き一般競争入札について、入札参加希望者より提出された質問に対して、以下のとおり回答する。

あいの風とやま鉄道株式会社

契約責任者

代表取締役社長 伍嶋 二美男

No	質疑事項	回答
1	適用示方書がR7年度となっているが、実施工はR8年度となる。本工事の設計書で使用している労務単価はR7かR8のどちらとなるか。またR7単価を採用する場合、R8単価へ移行の可否、移行する場合の具体的な扱いはどのようなになるか。	設計書にて使用している労務単価は、令和7年3月から適用の単価を使用しております。令和8年度単価への移行については、別途協議のうえ対応を検討させていただきます。
2	提示の数量計算書に記載されている足場損料期間の考え方（積算工程等）を提示ください。	別紙 積算工程表のとおりとなります。
3	上記第2項の考え方（積算工程等）と受注者の計画工程に差異があり、受注後の協議打合せにより足場損料期間の不足が明らかなる場合は設計変更対象となるか。また、その場合の設計変更は数量計算書に記載のある損料日数（最大99日）が経過するまでに行うことは可能か。	施工に伴い、足場損料期間が不足となる場合は、別途協議のうえ対応を検討させていただきます。設計変更となる場合における変更時期については、落札業者と協議のうえ、できる限り意向に沿うように調整いたします。
4	上記第2、第3項に加え、追加示方書第2条より、特別全般検査の実施により修繕を行う必要がある場合、設置した各足場の損料期間の追加となるが、その費用については設計変更対象として協議願います。	特別全般検査により、追加で修繕を行う必要がある場合は、別途協議のうえ設計変更を検討させていただきます。

5	追加示方書第3条に記載の停電支給について、月当りの支給頻度の考えを提示ください。提示内容により全体工程に許容できない狂いが生じた場合、発生する費用（足場損料等）を協議願います。	停電支給については、1月あたり最大12回程度を検討しております。ただし、弊社の他作業との調整により回数は減する場合があります。また停電支給を行うにあたり、弊社が実施する他作業との調整により全体工程に変更が生じた場合は、別途協議のうえ設計変更を検討させていただきます。
6	工事内容について⑤追加示方書第4条に記載の河川管理者との打合せについて、契約後の工事工程に支障しない程度の下打合せができていると考えてよいか。河川管理者との打合せの進捗により工事工程が遅延する場合は協議願います。	河川管理者と協議を行い、河川占用申請書を提出済みです。河川管理者との打合せの進捗により工事工程が遅延する場合は、別途協議のうえ対応を検討させていただきます。
7	工事内容について⑥前項に関連し、工事で必要なヤードおよび使用条件（堤防上での足場仮置き、河川敷保守用通路上への高所作業車設置等）に関して河川管理者の了解が取れていると考えてよいか。	左記条件にて河川管理者と協議を行い、河川占用申請書を提出済みです。
8	追加示方書第6条について、交通整理員の配置に関する記載がありますが、数量総括表に記載がないため、現時点で当該の記載の対象はないと考えてよいか。	発注数量として計上されておきませんが、配置の必要が発生した場合は、別途協議願います。
9	工事内容について⑧上弦材にはレーシングバーがあり、狭隘なため、下地処理は機械を使用せず、不織布研磨材による処理として問題ないか。	替ケレン2と同等の品質管理が可能であれば問題ありません。
10	線路上空の吊足場の存置に関し、吊架線に対して最低確保する必要がある離隔距離を指示願います。	線路上空の吊足場を吊架線上に存置する場合は、FRP製等の絶縁足場材を使用し、吊架線に対し最低0.5m以上離隔を確保するもしくは、2m以上の離隔を確保するようお願いいたします。また線路上空の吊足場上での作業は、停電時のみ作業可能とします。

11	重機据付箇所は碎石等の材料無で不陸整正のみですが、重機が据えられない場合は施工条件が変わるため別途協議願います。	施工条件が変更となる場合は、途協議のうえ対応を検討させていただきます。
12	数量計算書より、ヤード整備で除草した草木類は橋脚下に集積するという考えでよろしいでしょうか。	除草した草木類については、少量の場合は、共通仮設費内の準備作業として落札業者にて処理をお願いいたします。量が多い場合は、別途協議のうえ対応を検討させていただきます。
13	ヤード整備時に9G桁下への流水を防ぐため、水路が10G桁下側へ流れるよう施工箇所より山側の河川敷を堰のように整地してよろしいでしょうか	河川管理者との協議より、流水を阻害する河川敷への堰の設置は許可されておりまん。あくまで機械設置が可能となるような不陸整正のみとしてください。
14	足場完成後の特別全般検査の日程および保安体制については、落札業者の意向を踏まえて調整願います。	足場完成後に、別途発注業務において特別全般検査を実施予定です。その際の保安体制については、別途発注業務にて対応を予定しております。検査日程については、落札業者と協議のうえできる限り意向に沿うように調整いたします。